

平成23年5月10日

会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成23年5月10日
開会 午後0時58分 閉会 午後1時27分
- 2 場 所 役場5階会議室
- 3 出席委員 7名
委員長 芳滝 仁
副委員長 藤原 孟
委員 小川純文 岡本眞利子 田口廣之 成田年雄 中橋友子
- 4 傍聴者 野原恵子 前川雅志 千葉幹雄 東口隆弘 小島智恵 増田武夫
谷口和弥 藤谷謹至 寺林俊幸 勝毎 平田記者
- 5 事務局 局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 6 説明員 町長 岡田和夫 副町長 高橋平明 民生部長 菅好弘
町民課長 川瀬俊彦 国保医療係長 山本充
- 7 審査事件 別紙
- 8 審査結果 別紙

委員長 芳滝 仁

◇審査内容

(12:58 開会)

○委員長（芳滝 仁） ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

これより議事にはいります。

議題につきましては、先程、本委員会に付託されました議案第32号、「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の審査であります。

それでは本委員会に付託されました、議案第32号、「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきまして、提出者（理事者）の説明を求めます。

○委員長（芳滝 仁） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） それでは、議案第32号、「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明をさせていただきます。

先程、議場におきまして高橋副町長から提案の説明がありましたが、私からは先にお配りいたしました議案第32号資料、これでございますけれども、資料によりまして説明させていただきます。

副町長の説明と一部重複するところがあるかと思っておりますけれども、よろしく願いをしたいと思っております。

議案第32号資料「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の概要をご覧くださいと思います。この表につきましては、一番左の欄が改正項目、次の欄が関係する条例の条項について、次の欄は改正する内容について、次の欄が適用する年月日についてそれぞれ掲載をいたしております。

改正項目の1につきましては、国民健康保険税の基礎課税分の課税限度額について、条例では第2条第2項になりますが、地方税法第703条の4第12項、及び同法施行令第56条の88の2第1項の規定により限度額を50万円から51万円に改めるものであります。後期高齢者支援金分の課税限度額についても、条例では第2条第3項になりますが、地方税法第73条の4第21項及び同法施行令第56条の88の2第2項の規定により、限度額を13万円から14万円に改めるものであります。

また、介護納付金分の課税限度額についても、条例では第2条第3項になりますが、地方税法第703条の4第30項、及び同法施行令第56条の88の2第3項の規定により、限度額を10万円から12万円に改めるものであります。

合計では、平成22年度の課税限度額が73万円であったものが、平成23年度の課税限度額が合計で77万円、4万円の引き上げとなるものであります。適用年月日は、平成23年度以後の国民健康保険税について適用するものであります。

改正項目の2は、国民健康保険税の減額についてであります。

条例は第26条になります。改正の内容につきましては、7割、5割、2割軽減の軽減後の課税限度額を条例第2条第2項、第3項、及び第4項と同様に引き上げるものであります。適用年月日は、平成23年度以後の国民健康保険税について適用するものであります。なお、4月27日に開かれました幕別町国民健康保険運営協議会に同改正案を諮問し「可」とする旨の答申をいただいておりますことを申し添えます。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○委員長（芳滝 仁） 説明が終わりましたので、これより議案第32号に対する質疑を行

います。

質疑のある方は、挙手を願います。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 何点かお尋ねしたいと思います。

国の地方税法改正に伴うということでの提案であります。すでに昨年も同じ提案がされまして、4万円上げられ今年度もと、2年続きの引き上げだと言うふうに思います。そこでですね、まず引き上げとなる対象の人数はどの位になるのか、それから当然4万円上げれるわけですから、これによって町の国保会計の収入の増額はいくら見込まれているのか、それからこの対象となる人の所得がいくらかということを知りたいのですが、世帯状況などによって違ってきておりますので、およそでいいですから最高限度額になる世帯の平均的な所得状況ですね、これを示して下さい。

それから、もし引き上げを行わないとなった場合には、ペナルティーはあるのでしょうか。また、十勝管内の改正状況についても伺います。以上です。

○委員長（芳滝 仁） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 始めに限度額になる方の対象者数ということでありまして、基礎課税分につきましては284世帯、影響額につきましては1万円を掛け算しますので284万円。

続きまして、後期高齢者支援金分につきましては328世帯、影響額は同じく1万円を掛け算しますので328万円。つづきまして、介護納付金分につきましては160世帯、金額につきましては2万円を掛け算しますので320万円。合計で932万円の増になる見込みであります。

限度額にいく所得はどれくらいかということでありまして、基礎課税分につきましては、一人世帯の方につきましては765万円以上の方が課税限度額に達します。所得です。資産割につきましては、0ということ仮定しておりますので、所得割と均等割りと平等割、これらの3つでということ考えたものであります。世帯が一人増えますと、人数割の分が増えますから所得割の分が落ちることになります。ですから、所得金額は減っていくことになります。一人につき38万3千円づつ減っていくことになります。減っていくというか、所得が低い人が限度額に達するということになろうかと思えます。

続きまして、後期高齢者支援金分につきましては、同じく一人世帯では635万円以上の方が限度額に達します。同じく世帯の方が一人増えるたびに、30万円づつ所得額が下がった方でも課税限度額に達することになります。

介護納付金につきましては、一人世帯では875万円以上、同じく一人につき70万8千円程度づつ下がっていくことになります。そのような状況であります。

第2点目でありまして、国が地方税法施行令で限度額を定めておりますけれども、これについて従わないからといってペナルティーといものはありません。

管内の状況でありまして、帯広市は3月の議会ですでに議決をされておまして、この改正に沿ったかたちで限度額が引き上げが行われております。ただし、所得割につきましては、従前から2万円程低い金額になっておりますので、その分だけが本町とはずれがあるかと思えます。それ以外の町村につきましては、これから議会提案されるということでありまして、今現在の私の方で押さえている情報としましては、施行令の改正に沿ったかたちで引き上げをするような準備を進めていると、そのようなかたちで聞いております。以上です。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 十勝管内の状況ということですが、帯広が3月で決めたということは、確か帯広の3月議会の会期が、20日過ぎ24日、5日だったのではないかと思います。これは前後の改正の通達といいますか、それは何時だったんでしょうか。と言いますのは、今回、例年なのですから、今5月に決めまして施行自体は4月1日にさかのぼりますよね、本来的には3月に決まっていって流れとしては順当なのではないかと思うのですが、そうならないということがありますので、それが一つです。

それと、十勝管内の改正状況で、今回についてはそういう引き上げがされているようなことなのですから、まだ定かではないですね。それと、現状の中で限度額、今ですと73万円なのですが、この限度額に達していない町村というのは管内ではあるのでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 十勝管内の状況では、鹿追町が基礎課税分につきまして2万円程低いということになっております。あとの町村はすべて同じです。

今回につきまして、国保税ということになりますと地方税法施行令の改正に伴って、根拠として改正を行うわけでありまして、この地方税法施行令の改正につきましては、3月25日に閣議決定されまして、3月30日で公布されております。適用月日は4月1日が施行日ということになっておりますので、本町も法令に沿ったかたちで今回の条例改正を提案させていただいたこととあります。帯広市につきましては、保険料でありますので健康保険法施行令の改正に合わせて行っているということとあります。それとの違いはあります。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 流れは解りました。総額で約1千万ちかい引き上げということになるのですが、昨年度の国保の決算はできておりませんが、前年度の決算はできておりますね、一般会計からの基礎的な持ち出しはありますが、国保会計自体はマイナスではなかったですね、決算ではね。今回は、特別会計でありますから、歳入歳出それぞれ会計を維持するための必要な金額というのを定めていくわけですが、今回のように医療費が増えたのでも何でもないと、しかし国が法改正してきたから上げるのだということで、事実上法改正がなかったら1千万はそのまま入らないで終わるといふようなことですね。いわば必要に迫られて値上げというのではなくて、法が改正されてからそれに従って上げていくのだという提起なのだと思うのですが、そこで、国民健康保険税そのものが、他の保険から比べて非常に高いのだということをずっと指摘してきたのですが、今回もですね、町側の理事者側の提案説明は、ここを引き上げていくことによって中間層あるいは低所得者層の負担を軽減していくのだという提案だったと思うのです。現実には、この間低所得者層や中間層の人たちの負担というのは減ってはきていないですね。それと同時に今回医療費が特別増えたのではないけれども上げていくということは、単なる最高限度額のところの引き上げということであって、会計全体の中で他の加入者に対する影響というのは、説明ではそうあるけれども現実には違うのだと思うのですね、その辺はどう押さえてらっしゃいますか。

○委員長（芳滝 仁） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 全国的な傾向でありますけれども、高齢社会が進展している、医療が高度化してかなり医療費が全国的には増数傾向にある。このようなことに対しまして、医療制度がどうあるべきか、国庫負担と保健者の保健税、こういうもので医療費が賄われるわけでありまして、全国的な傾向では医療費が増数していく中で、どのように保健税を適正に集めるかという

ことが問題になると思います。本町におきましては、おっしゃられるようにここ2年ほど医療費が横ばい状態で国保会計は安定しております。21年度におきましては、形式的収支で5千9百万円の黒字。22年度につきましては、3月31日現在でありますけれども、約5千8百万円程度の黒字の見込みであります。22年度は5月31日の出納閉鎖にならないと分かりませんが、現在はそのような状況であります。この状況を比較したときに、21年度で5千9百万円程の黒字がありましたので、それが22年度そのまま持ちこされています。22年度で約6千万円程度の黒字になるかと思えますけれども、22年度の会計で見ますとほぼ収入と支出がだいたい同じになるのではないかというふうに思っております。医療の全体を見てみますと、特に大きなインフルエンザとか、そういうものがここ1、2年本町においては無かったのではないかと、そのようなことがあります。ちょっと色々な病気が流行ったりしますと、1億とか2億とか、そういう桁で国保の医療費が掛かっていく場合があります。そういうものを考えた時に、本町としましては一定程度、税の確保はしていかなければならない。国におきまして、税を確保するためには低所得者の率を上げないようにするためには、ある程度高額所得者の方から税を負担していただいて全体の会計を賄う考え方が強いのだと思います。そういう意味で中間所得者及び低所得者にも、これ以上の負担を上げないために、抑制するために、高額所得者の方にご負担いただく、そのような流れがあろうかと考えております。以上です。

○委員長（芳滝 仁） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 2年間、前々年度が5千9百万、昨年は5千8百万ということですから、確かに大きな病気がなかったということではあります。会計そのものは大変健全で、これから更に1千万円の値上げは必要とするような状況でないということは、この時点では見えてきますね。私は今提案されている課長の説明の中で思うのですけれども、国の国保会計に対する姿勢というのが、こういった毎年引き上げてくるという中に見えてくるのですけれども、基本的に国保会計を加入者に負担をしていただく、運営主体は市町村ですから市町村にきちっと責任を持っていただく、お金も作っていただくという姿勢でずっと来ていますよね、今日の国保会計の大きな問題というのは、そういう中で他の保険から比べて非常に負担割合が高い、今限度額をお聞きしましたけれども、幕別町の平均所得3百万円の4人家族ですと30万円位の保険料が賦課されると思うのです。1割ね。これは、協会健保だとか他の保険から比べたら個人の負担としては倍額以上。個人の負担。協会健保は経営者の負担もありますから、そういうのを除くと倍額の負担になってくる。こういうのが大変重たい保険料になっている。しかも国保の加入者というのは、退職した方である、或いは自営業者、仕事に就けないというような方で、非常に生活基盤が弱いというところ。元々収入の低い方たちが入っていく中で、1割近い保険料が負担されていって、それが非常に重たくなってきて、結局は払えない保険料が生み出されて保険証が渡されないというところまで、国の流れとして来てしまったのですよね、これうちの町の責任ということでは全然ありませんから、そういう中で国は引き上げを求めてきたと、では国自体の負担というのはどうなのだと、国庫負担金はきちっと保障してきているのかということになりますと、1980年に全国の市町村国保の総収入に対する国庫支出金、1980年には59.5%だったのだそうです。ところが、2年前に、3年、4年ですか2007年には25%半分以下に下がっているのです。結局、国の国庫負担金をぐっと低めていって、下げてきている分を加入者の、今回は限度額の引き上げていくことでずっと求めてきている。限度額も去年も、2009年の時には69万だったものが、10年で73万になる、今年また77万ですか、毎年上がっていつている。結局

は、国がそういうことするから低所得者の負担は低くなるのだというのだけれども、実際には国の国庫負担金の方を減らしてきているものだから、結果としては全体に負担が増えてきている中での限度額の引き上げだという現状なのです。こういうのは、制度の在り方そのものも2018年を目途に広域化なんていうこともでてまして、市町村ではとても限界なんだということも、ずいぶん町長も町村会を通じて言ってこられた仕組みでありますから、この内容そのものについては、町の努力の限界というものもありますから、私はそういう国の流れの中で示されてきているものをそのままよしとするものではなくて、きちっと国に対しても過去の負担金なども示しながら更に町から加入者の負担金を増やすべきではないという姿勢をむしろ持つべきではないかというふうに思うのですがいかがでしょうか。

○委員長（芳滝 仁） 民生部長

○民生部長（菅 好弘） 今、国の制度等についても、色々ご意見をいただいたわけなんでございますけれども、なにせ国の方もご存じのように今年の6月までに社会保障の一体改革、それと合わせて税の一体改革というようなことを、考え方を示したいというような状況であります。

すでに、介護保険にしてもすべてそうですけれどもいろんな制度が厳しい状況になってきている。国民の負担がどこまで求められるのか、その限度もきているのではないかということは、ご承知のとおりだというふうに思います。ですから、6月に示されるであろう一つの国の考え方、こういったものは十分注意をしていきたいと思っております。

また、もう一つは先程、うちの課長の方からもお話しありました、答弁させてもらいましたけれども、国保会計の現状ですね、単年度では5千8百万というものがありましたが、その中にはご存じのように国の方から過払いになっている分についての償還金も含まさっておりますので、実質的な収入、黒字分というのは3千万になります。これはたぶん22年度、今分かっているだけで、1千4百万円以上の償還金があるだろうと言われてますで、精査する段階では5千8百万、5千9百万という数字ではないというところに落ち着くだろうというふうに思います。このような状況の中で収支がとんとんという状況でございますので、なんとか安定的な国保運営をするためにご理解をいただきたいなというふうに思うところでございます。

○委員長（芳滝 仁） いいですか。

他の委員の方、質疑ございませんか。ないようでしたら、退席していただいてもいいですか。

なければ、議案第32号に対する質疑は、以上で終了させていただきます。説明員の方、どうもありがとうございます。退席のため、暫時休憩をします。

○委員長（芳滝 仁） 休憩前に引き続きまして、再開をいたします。

質疑が終わりましたので、討論を行います。ある場合は、まず反対者から反対の意見をありましたら、出して下さい。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 只今の質疑の中で、明らかになったのですけれども幕別町の国保会計そのものは、現時点では料金の改定を行う、税の改定を行う必要性というのは、現時点では収支の関係では、必要性がないというふうに思うことが一つです。

それからもう一つ、こういった状況の中で国の改正に、法改正による流れなんだということが理由になってくるのだらうと思うのですが、そういったなかでも、帯広市や鹿追町のように実施には限度額いっぱい引き上げを行わないで、実施されているところもあるということも押さえしていく必要があると思います。そういう中で、私が一番思うところは、こういった国が予算を削

減してきた分をずっと加入者だけに負担を強いていく流れは、どこかで止めを刺していかなければならないと思うのです。そうすると、国の指示通りに分かりましたというふうに引き上げをしていくことが、果たしてそうなるのかという点ではならないというふうに思いますので、行うべきではないというのが理由の一つです。

それから、多くは幕別町の場合には国保の限度額を超えられる方というのは、特に農業者の方が多いのですが、ここではやはり昨今の農業情勢というのは大変厳しいものがあります。

2年連続の天候による十分な収入を得られないというのはあったと思います。そういう中で、保険料だけが、2年間見ただけでも8万円も引き上がっていく、一つの制度で、保険という制度の中で一家庭に80万近いお金が掛かっていくということは、やっぱり保健者としては考えていかなければならないことだと、そういった理由からこの引き上げは私は行うべきではないというふうに考え、討論といたします。

○委員長（芳滝 仁） 次に、賛成の意見はございますか。

藤原委員。

○委員（藤原 孟） それでは私の立場で意見を、賛成という立場で意見を申し上げます。

国民保険は、国保制度は国民皆保険制度の中で、地域住民を対象として組織し加入している。皆さんで掛かる費用を負担していく制度であります。所得に応じて負担も決められている訳ですから、今回課税限度額の引き上げ、所得の高い層にご負担を願う内容であるならば、これは社会全体で個人の所得が伸びていかない状況ではありますが、厳しい国保会計の運営面から考えましても、やむなし、という考えをもっております。以上です。

○委員長（芳滝 仁） 他に討論、ご意見ありませんか。

ないようでしたら、討論を終了し、これより採決をいたしたいと思います。

賛成者、反対者、いらっしゃるようでありますから、起立で採決をしていただきたいと思いません。

原案に賛成の方の、ご起立を願います。

はい、結構です。

起立多数でございますので、議案第32号、「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり可決いたしました。

これで委員会を終了させていただきます。

これで議案第32号、「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の審査を終了いたします。

なお、本件の報告書については、私と副委員長とで作成したいと思いますが、宜しいでしょうか。

（はいの声あり。）

○委員長（芳滝 仁） それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、民生常任委員会を閉会いたします。

（13：27 閉会）